

有田焼創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本年が有田焼創業400年にあたることから、有田焼創業400年事業を町民と一体となって盛り上げ、また、町内への集客を図るため、同窓会の開催を積極的に推進し、その交流によって同事業への参加や情報発信を促すことでより400年の機運を高めることを目的に同窓会開催経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象の同窓会)

第2条 補助金の交付の対象となる同窓会(以下「同窓会」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。ただし、「有田町若者同窓会開催支援事業補助金交付要綱(平成28年有田町告示第29号)」により補助金の交付を受けたものは対象としない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在籍した者が、学校単位、学年単位又は学級単位(複数学級を含む。)で開催する同窓会であって、出席者の過半数が有田町出身者であること。
- (2) 10人以上の出席者で開催されるもので、出席者に町外在住者が含まれていること。
- (3) 平成28年4月から平成29年3月までに開催された又は開催されること。
- (4) 佐賀県内で開催されること。
- (5) 有田町や佐賀県が提供する有田焼創業400年記念事業のパンフレットを配布するなど、400年の機運を高めるよう努めること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、前条の要件を満たす同窓会の代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、同窓会の開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は30,000円のいずれか少ない額とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、1回に限るものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、有田焼

創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、有田焼創業400年事業実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 同窓会計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 出席予定者名簿

2 前項の申請書の提出時期は、町長が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の決定)

第7条 委員長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、有田焼創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、有田焼創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、有田焼創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第4号。以下「実績報告書兼請求書」という。)に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び請求明細書の写し
- (4) 出席者全員がわかる集合写真

2 前項の実績報告書兼請求書の提出時期は、同窓会を開催した日から起算して30日以内又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の確定)

第9条 委員長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、有田焼創業400年事業記念同窓会開催支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 委員長は、補助金の交付決定額と前項の規定による補助金の確定額が同額であるときは、前項に規定する通知書を省略することができる。

(補助金の返還)

第10条 委員長は、虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けた者に

対し補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

(個人情報の保護)

第11条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、有田町個人情報保護条例(平成18年有田町条例第7号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
(遡及適用の場合の手続)
- 2 この要綱の施行前に開催された同窓会で同要綱の適用を受けた場合における補助金交付申請書は、第8条の規定による実績報告書兼請求書の提出をもって兼ねることができる。この場合において委員長は、第7条の規定にかかわらず、第9条の規定による補助金の額の確定をもって補助金の交付の決定を行ったものとする。
- 3 前項の実績報告書兼請求書の提出は、第8条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、遅滞なく提出しなければならない。
(失効)
- 4 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。